

令和 7 年度 屋久島森と人との共生ビジョン策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

本要領は、屋久島森と人との共生ビジョン策定支援業務の受託候補者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式により、最も適切な事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務名

令和 7 年度 屋久島森と人との共生ビジョン策定支援業務

2. 目的

本業務は、屋久島の森林の保全と利用を図るための方向性を示すものとして島内外に公表するものであり、屋久島町の森林関連計画等における施業指針の他、森林がもたらす CO2 吸収による地球環境への配慮など、「森林の公益的機能の発揮」と「持続可能な林業経営」の両立を目指す。また、政府が掲げる「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」（2050 年カーボンニュートラル）の実現に向け、森林・林業・木材産業の長期的な将来像を描くとともに、実効性ある施策の企画立案の基礎とするため、2050 年を見据えた「屋久島森と人との共生ビジョン(仮称)」を策定することを目的とする。

3. 業務内容

別紙「令和 7 年度 屋久島森と人との共生ビジョン策定支援業務に係るプロポーザル企画提案仕様書（以下「企画提案仕様書」という。）」のとおり

4. 業務期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 27 日（金）まで

5. 提案上限額

7,920,000 円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6. 実施形式

公募型プロポーザル方式（書類選考のみ）によるものとする。

7. 参加要件

本プロポーザルの参加資格を有する者は、本業務の実施に必要な能力を有するものであって、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- ① 参加申込書の提出日時点において屋久島町の物品の購入等に係る競争入札参加資格を有していること。
- ② 国税及び地方税について滞納がないこと。
- ③ 次の各号に該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

- イ 参加表明書の提出期限の日から受託候補者の選定の日までの間において、屋久島町から指名停止の措置をうけている者
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産の申立てがなされている者
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされている者
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続きの申立てがなされている者
- カ 役員等（法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
- キ 暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ク 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- コ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ④ 平成 27 年 4 月以降から参加申込書提出期限の前日までに、国、都道府県又は市町村のいずれかが発注した次に掲げる同種業務又は類似業務を元請けとして完了した実績を有すること。（上記期間内に契約日及び業務完了日が含まれるものに限る。）
- なお、業務内容がビジョン又はマスタープラン等の策定であっても、計画期間が 10 年以内の場合は類似業務として区分する。
- ア 同種業務 森林整備、林業振興及び木材産業振興を包括したビジョン又はマスタープラン等の策定業務（計画期間が 10 年を超えるもの）
- イ 類似業務 森林整備、林業振興又は木材産業振興に関する課題解決に向けた個別計画等の策定又は改定（計画期間 10 年以内のもの）

8. 実施スケジュール

項 目	日 程
プロポーザル実施要領等の公表	令和 7 年 4 月 25 日（金）～5 月 8 日（木）
質問受付期間	令和 7 年 4 月 25 日（金）～5 月 7 日（水）
質問に対する回答日	令和 7 年 5 月 8 日（木）
プロポーザル参加申込書の提出期限	令和 7 年 5 月 8 日（木）
参加資格審査結果通知	令和 7 年 5 月 9 日（金）【予定】
企画提案書提出期限	令和 7 年 5 月 29 日（木）午後 5 時まで
受託候補者選考審査会	令和 7 年 6 月 2 日（月）【予定】※書類選考

選定結果通知	令和7年6月5日（木）【予定】
業務委託契約締結	令和7年6月上旬【予定】

9. 担当部署及び問合せ先

〒891-4292 鹿児島県屋久島町小瀬田 849 番地 20
 屋久島町産業振興課（担当：川崎）
 TELL：0997-43-5900（内線 254） FAX：0997-43-5905
 E-mail：nourin@town.yakushima.kagoshima.jp

10. 参加申込手続き等

（1）参加申込みに係る提出書類等

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次に従って、参加申込書その他関係書類を提出すること。

① 提出書類

- ア 参加申込書兼参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 企業概要書（様式第3号）
- エ 業務実績書（様式第4号）

※同種業務又は類似業務の完了実績の証跡として、TECRIS、契約書などの写しを添付すること。なお、同種業務又は類似業務とは「7. 参加要件」④に掲げる業務をいう。

② 提出方法

- ア 電子メールにより、①提出書類を、④提出先に送信すること。
- イ 電子メールの件名は「屋久島森と人との共生ビジョン策定支援業務参加申込書」とすること。
- ウ 電子メールの送信後、電話により送信した旨を担当者に伝え、着信されていることを確認すること。

③ 提出期限

令和7年5月8日（木）午後4時まで（必着）

※メール着信時間をもって受付とする。

④ 提出先（送信先）

屋久島町産業振興課（担当：川崎）
 E-mail：nourin@town.yakushima.kagoshima.jp

⑤ 参加申込後の各種変更の取り扱い

参加申込後に、社名、所在地、代表者名その他、企業概要書（様式第3号）に記載の内容に変更が生じた場合は、当該変更に係る参加申込書その他関係書類を、「③提出期限」に定める期限までに提出すること。

（2）参加資格審査の結果通知

① 通知方法

全ての参加申込者に対し、参加資格審査結果通知書（様式第10号）を添付して電子

メールにて通知する。

なお、メールによる通知先は、企業概要書（様式第3号）に記載された本プロポーザルに係る担当者（以下「担当者」という。）の連絡先とする。

② 通知日

令和7年5月9日（金） ※予定

③ 参加資格審査の結果通知後の各種変更等の取り扱い

参加資格審査の結果通知後に各種変更等が生じた場合又は参加資格を承継しようとする場合の取り扱いは、「17.その他特記事項」の「（3）参加資格審査結果通知後の各種変更及び参加資格の承継」によるものとする。

④ その他

参加資格審査の結果について、不服がある場合には、当該通知日の翌日から起算して5日以内に、書面（任意様式）にて本町に説明を求めることができるものとする。

11. 質問の受付及び回答

（1）質問方法

① 提出書類 質問書（様式第6号）

質問ができる者は、参加申込書兼参加資格審査申請書（様式第1号）を提出する意志のある者とする。

なお、質問内容は、本実施要領及び企画提案仕様書に関することに限り、審査評価項目等の審査に関する詳細や本業務の実施に必要なないと判断される質問は受け付けないものとする。

② 提出方法

ア 電子メールに質問書（様式第6号）を添付して、④提出先に送信すること。

イ 電子メールの件名は「屋久島森と人との共生ビジョン策定支援業務に関する質問」とすること。

ウ 電子メールの送信後、電話により送信した旨を担当者に伝え、着信されていることを確認すること。※電子メール以外の方法及び提出期限後の質問は受け付けない。

③ 提出期限

令和7年5月7日（水）午後5時まで（必着）

※メール着信時刻をもって受付とする。

④ 提出先

屋久島町産業振興課（担当：川崎）

E-mail：nourin@town.yakushima.kagoshima.jp

（2）回答方法

令和7年5月2日（金）午後3時までに、屋久島町のホームページに質問及び回答を随時掲載する予定である。ただし、質問又は回答の公表が質問者の不利益になると判断されるときは、質問者に対してのみ回答する場合がある。

12. 企画提案書等の提出及び作成方法

(1) 提出書類

本プロポーザルに係る参加資格を有する者（参加資格の承継を暫定承認されている者を含む。）が企画提案を行おうとする場合は、企画提案仕様書に従って、次の書類一式を作成し、提出すること。なお、必要に応じて補足資料の提出を求める場合がある。

番号	提出書類の名称	規格及び制限枚数	備 考
1	企画提案書表紙	様式第7号	
2	企画提案書本文	任意様式、10ページ以内	横書き、ページ番号付き
3	業務実施体制調書	様式第8号	
4	業務スケジュール表	任意様式、1部まで	
5	提案価格書	様式第9号	
6	提案価格内訳書	任意様式、1部まで	
7	その他参考資料	任意様式、5部まで	

(2) 企画提案書の作成方法

本業務を実施するにあたっての自社の強み、企画提案仕様書に定める業務内容を効果的に実施するための手順や方法などに関して、次の7項目について、フォントサイズは11ポイント以上で分かりやすく明瞭に記載すること。

- ① 企画提案内容の基本的な考え方
- ② 森林・林業・木材産業に関する基礎調査
- ③ 地域関係者等へのヒアリング
- ④ 森林ゾーニングの検討・素案作成（市町村森林整備計画に定めるもの）
- ⑤ 協議会運営支援
- ⑥ ビジョン骨子案及びビジョン案の検討・作成
- ⑦ その他独自の企画提案

(3) 提出方法

- ① 電子メールにより（1）提出書類を（5）提出先に記載のメールアドレスに送信すること。
- ② 電子メールの件名は、「屋久島森と人との共生ビジョン策定支援業務企画提案書」とすること。
- ③ 電子メールの送信後、電話により送信した旨を担当者に伝え、着信されていることを確認すること。

(4) 提出期限

令和7年5月29日（木）午後5時まで（必着）

※メール着信時刻をもって受付とする。

(5) 提出先

屋久島町産業振興課（担当：川崎）

E-mail : nourin@town.yakushima.kagoshima.jp

(6) その他留意事項

- ① 提出できる企画提案書等は、1 者 1 点に限る。
- ② 企画提案書等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- ③ 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内のみ可能とする。
- ④ 提出された企画提案書等その他の提出書類一式の一切は返却しない。
- ⑤ 提出された企画提案書等その他の提出書類一式は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。
- ⑥ 提出された企画提案書等その他の提出書類一式は、本実施要領に定める選定作業において必要な範囲で複製できるものとする。
- ⑦ 委託業務の実施に際して企画提案書等の内容をそのまま実施することを約束するものではない。また、提案された企画内容は、変更・調整して採用する場合がある。

1 3. 審査方法

(1) 評価項目・配点

評価項目	評価事項	配点
①実績評価	同種業務及び類似業務の実績	9 0 点
②実施体制評価	実施体制・実施工程	6 0 点
③提案書評価	業務の理解度	5 0 点
	資料作成力	3 0 点
	提案内容	3 0 0 点
④提案価格評価	提案価格	7 0 点
合 計		6 0 0 点

注：①実績評価の「業務実績」は、同種業務又は類似業務の実績を評価するもので、同種業務最大 5 件まで、類似業務最大 5 件までを評価の対象とする。

(2) 受託候補者選考審査会及び選定方法等

- ① 日 程：令和 7 年 6 月 2 日（月）午前 1 0 時 0 0 分開始【予定】
- ② 実施場所：屋久島町役場本庁（大会議室）熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20【予定】
- ③ 「屋久島森と人との共生ビジョン策定業務に係る公募型プロポーザル選考審査会」（以下「選考審査会」という。）において提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行う。

- ④ 失格者を除き、選考審査会が各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を受託候補者として選定し、契約の協議を行うものとするが、本町と受託候補者による協議が整わない場合又は見積金額が予定価格の範囲に収まらなかった場合に備え、受託候補者に代わり本市と契約の協議を行う次点候補者も併せて選定するものとする。
- ⑤ ④において、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には、審査員の協議により受託候補者及び次点候補者を選定する。
- ⑥ 企画提案者が1者の場合は、その提案内容等を選考審査会で審査し、本業務を委託可能と判断した場合は、受託候補者として選定する。
- ⑦ 上記にかかわらず、総合点が評価点全体の60%未満の場合には受託候補者又は次点候補者として選定しない。

1 4. 選定結果について

（1）選定結果の通知

選定結果は、企画提案書等を提出した全ての企画提案者に、選定結果通知書（様式第13号）により通知する。

（2）選定結果の公表

選定結果に係る次の項目について、町のホームページにおいて公表する。

- ① 所管課及び業務名
- ② 企画提案者数
- ③ 受託候補者及び次点候補者の名称及び総合点

（3）問合せ及び異議申立て

審査経過及び選定結果に関する問合せは受け付けない。また、異議申立ても認めない。

1 5. 契約

（1）契約相手方

受託候補者と契約内容について協議を行い、本町と受託候補者の双方が契約内容に合意した場合、かつ、見積金額が予定価格の範囲内であった場合、当該受託候補者と委託契約を締結する。

（2）契約方法

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号による随意契約とする。

（3）契約金額

受託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

（4）前金払

前金払は、行わない。

（5）契約保証金

屋久島町契約規則（平成 19 年屋久島町規則第 45 号）第 32 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上を納付することとする。ただし、同規則第 35 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

（6）その他の契約条項

受託候補者と協議の上、定める。

16．情報公開

町は、提出された企画提案書等について、屋久島町情報公開条例（平成 19 年屋久島町条例第 18 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響があるおそれがある情報については、契約締結後に開示するものとする。

17．その他特記事項

（1）プロポーザルに係る費用

本プロポーザルへの参加に係る費用については、全て参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を町に請求することはできないものとする。

（2）辞退届

参加申込書兼参加資格審査申請書（様式第 1 号）の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合（受託候補者及び次点候補者の選定後に辞退する時も含む。）は、辞退届（様式第 15 号）を提出すること。

（3）参加資格審査結果通知後の各種変更及び参加資格の承継

① 各種変更

本プロポーザルの参加資格を有する者は、本プロポーザルが完了するまでの間に、社名、所在地、代表者名など、屋久島町物品の購入等に係る指名競争入札参加資格審査要綱（平成 19 年屋久島町告示第 14 号。以下「入札参加資格審査要綱」という。）第 6 条第 1 項各号に規定する変更が生じたときは、入札参加資格審査要綱に従って、直ちに変更の手続きを行わなければならない。

② 参加資格の承継

ア 会社合併又は会社分割（以下「合併等」という。）により新たに設立された会社等（吸収合併による存続会社を含む。以下「新設会社等」という。）が、本プロポーザルの参加資格を有する者から当該参加資格を承継しようとする場合は、合併等ののち直ちに屋久島町の本プロポーザル担当者に連絡のうえ、速やかにプロポーザル参加資格承継申請書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

（ア）合併等の経緯及び概要に関する説明書（任意様式）

（イ）合併等に関する契約書等の写し

イ 本プロポーザルの参加資格の承継を認める場合は、参加資格を有する者の業務、資産及び従業員的一切が移転されると認められる場合に限る。

ウ 参加資格の承継事由等が適切と判断された場合は、参加資格の承継を申請した者に対し、参加資格承継暫定承認通知書（様式第11号）を添付して、担当者に電子メールにて通知する。また、参加資格の承継を認めない場合は、参加資格承継申請却下通知書（様式第12号）を添付して、担当者に電子メールにて通知する。

エ 参加資格承継暫定承認通知書（様式第11号）を受けた者は、速やかに、入札参加資格審査要綱に従って入札参加資格審査申請を行わなければならない。また、企画提案書等の提出期限までに、参加申込書等を提出するものとする。なお、参加資格の承継は、入札参加資格審査が完了するまではあくまで暫定承認とし、入札参加資格の認定をもって承認に代えるものとする。

（４）失格事由

次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合。ただし、本プロポーザルの参加資格の承継が承認されている場合を除く。
- ② 本プロポーザルによる参加資格を承継する場合において、受託候補者及び次点候補者の決定までに、新設会社等の入札参加資格の認定が得られなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
- ④ 本実施要領に示した提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ⑤ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑥ 提案価格が、提案価格上限を超過している場合
- ⑦ その他、選定委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

（５）著作権の帰属

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該業務の契約相手となった者が作成した企画提案書等については、町が必要と認める場合には、町は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

（６）異議申立て

参加申込者及び企画提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。

（７）言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本通貨に限る。